

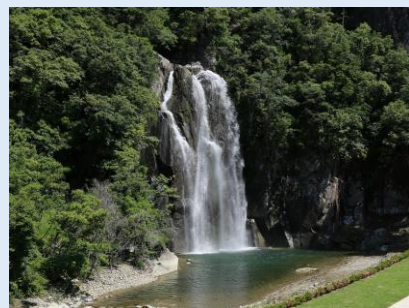
〈概要版〉

熊野川流域景観計画

平成 27 年 1 月 9 日 公表

平成 27 年 4 月 1 日 発効

平成 29 年 1 月 6 日 変更



目 次

第 1 章	計画策定の背景と目的	1
第 2 章	景観特性と課題	2
第 3 章	良好な景観づくりに関する方針	10
第 4 章	良好な景観づくりのための誘導方策	13
参考資料		19

三重県

第1章 計画策定の背景と目的

三重県南部を流れる熊野川の流域は、その多くが急峻な山岳地帯にあり、全国的にも温暖で雨が多く、スギやヒノキなどの針葉樹のほか、落葉樹や常緑広葉樹もみられます。また、熊野川沿いの山麓部には、先人たちによって築かれた石積みの集落が点在し、その素朴な佇まいに、悠久の歴史が偲ばれます。

このような自然と人為がみごとに調和した景観は、この地域の大きな魅力となっています。

古来、この流域では林業が盛んに行われ、熊野川は木材の輸送路として流域各地を結ぶ重要な役割を果たしてきました。近年、人口減少や高齢化が急速に進む中、人々が安心して暮らしていけるよう、地域資源を生かした産業や観光の発展が望まれています。また、「昔は大雨が降っても一週間くらいで澄んだ」という熊野川も、濁水が長期化しているといわれており、地域らしさを取り戻すためにも流域全体が連携し、改善に向けた工夫をしていくことが期待されています。

熊野川は、かつて「川の参詣道」と呼ばれ、熊野信仰が盛んになった平安時代以降、熊野川沿いの「川丈街道（川端街道）」とともに、熊野三山に向かう参詣者で賑わいました。

平成16年7月7日には、熊野三山などの山岳霊場とともに、熊野川を含む熊野古道の文化的価値が、ユネスコ（UNESCO/国際連合教育科学文化機関）の世界遺産委員会において認められ、三重、和歌山、奈良の3県にまたがる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録されました。

近年では、熊野川の世界遺産への登録や、古くから多くの旅人を魅了してきた川舟下りの復活などにより、熊野川流域の景観が来訪者の目に触れる機会が増えてきました。平成26年には世界遺産登録10周年を迎え、地域振興のためのさまざまな取組の推進とともに、より多くの人々が集う地域として、さらに活性化し、発展していくことが望まれています。

豊かな自然と人々の営みにより、長い時間をかけて育まれてきた熊野川流域の景観は、高い文化的価値を有する人類共有のかけがえのない資産です。この資産を守り、次の世代へ引き継いでいくためには、熊野川流域の人々や市町、対岸に位置する和歌山県などとも連携・協調した広域的な景観形成の取組が必要です。

このようなことから、世界遺産の登録資産である「熊野参詣道（熊野川）」と、その緩衝地帯に加え、山麓部の集落や背後の山並みなどを流域として一体的に捉えるとともに、世界遺産を有する地域にふさわしい景観を形成していくため、景観法に基づく「熊野川流域景観計画」を策定します。

第2章 景観特性と課題

1 熊野川流域の景観特性

(1) 概況

熊野川（水系名：新宮川^{しんぐうがわ}）は、奈良県南部の大峰山脈^{さんじょうがたけ}の山上ヶ岳（吉野郡天川村、標高1,719m）を源流とし、三重県熊野市紀和町小船^{こぶね}と和歌山県新宮市熊野川町宮井の境界付近で、大台ヶ原^{おおだいがはら}を源流とする北山川と合流してからは、三重県と和歌山県の県境を流れ、熊野灘に注ぐ、幹川流路延長183km、流域面積2,360km²の一級河川です。

熊野川の流域（※）は、奈良、和歌山、三重の3県にまたがっており、その多くが「近畿の屋根」とも呼ばれる急峻な山岳地帯に属しています。

熊野川の流域は、吉野熊野国立公園に指定されるなど、美しい渓谷をはじめとする豊かな自然がみられ、特に、北山川の瀨峡（瀨八丁）は、国の特別名勝及び天然記念物に指定され、日本屈指の景勝地となっています。

※ 本景観計画では、熊野川の周辺地域を表す言葉を、次のとおり使用します。

「熊野川の流域」：熊野川及び支川の北山川などを含めた、新宮川水系の河川の流域

「熊野川流域」：本景観計画の対象となる熊野川と北山川との合流点から、熊野川と相野谷川（おのだにがわ）との合流点までの左岸流域

図1 熊野川の位置と新宮川水系の主な河川



(2) 景観構造

熊野川の左岸と右岸では、地形や施設の立地等について、対照的な景観がみられます。

① 熊野川左岸（三重県側）

熊野川と並行して通る県道小船紀宝線は、主に地元住民が利用する生活道路で、交通量は少なく、道幅も広くありません。集落や農地は、山麓部の平地や緩やかな傾斜地に形成され、約1~2km（市町界付近では約7km）の間隔で点在しています。

また、大規模な観光施設や産業施設はなく、小船集落の「小船梅林」や浅里集落の「飛雪の滝キャンプ場」などがみられる程度です。



県道小船紀宝線(熊野川左岸)

② 熊野川右岸（和歌山県側）

熊野川と並行して通る国道168号は、2車線の幹線道路です。河口付近の平地部には市街地が広がっていますが、上流へ行くにつれ、急峻な山々が熊野川まで迫っている区間が比較的連続し、一部の集落や農地を除き、左岸側のような集落景観はみられません。

また、ウォータージェット船乗船場などの観光施設をはじめ、新宮市熊野川行政局の庁舎などの公共施設や、コンクリート工場などの産業施設が立地しています。



国道168号〔日足道路〕(熊野川右岸)

(3) 世界遺産登録

平成16年に世界遺産として登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」は、3つの山岳霊場と、これらを結ぶ参詣道、そして、その周辺を取り巻く文化的景観（※）で構成されています。

川の参詣道「熊野川」は、熊野参詣道（中辺路）の一部で、熊野本宮大社から熊野速玉大社までの区間のうち、川の中央部に当たる幅10mの帯状の区域が世界遺産として登録されています。

なお、熊野川は、平成12年に、熊野速玉大社やその社地である「御船島」などとともに、国の史跡に指定されています。



熊野速玉大社



御船島（熊野速玉大社の社地）

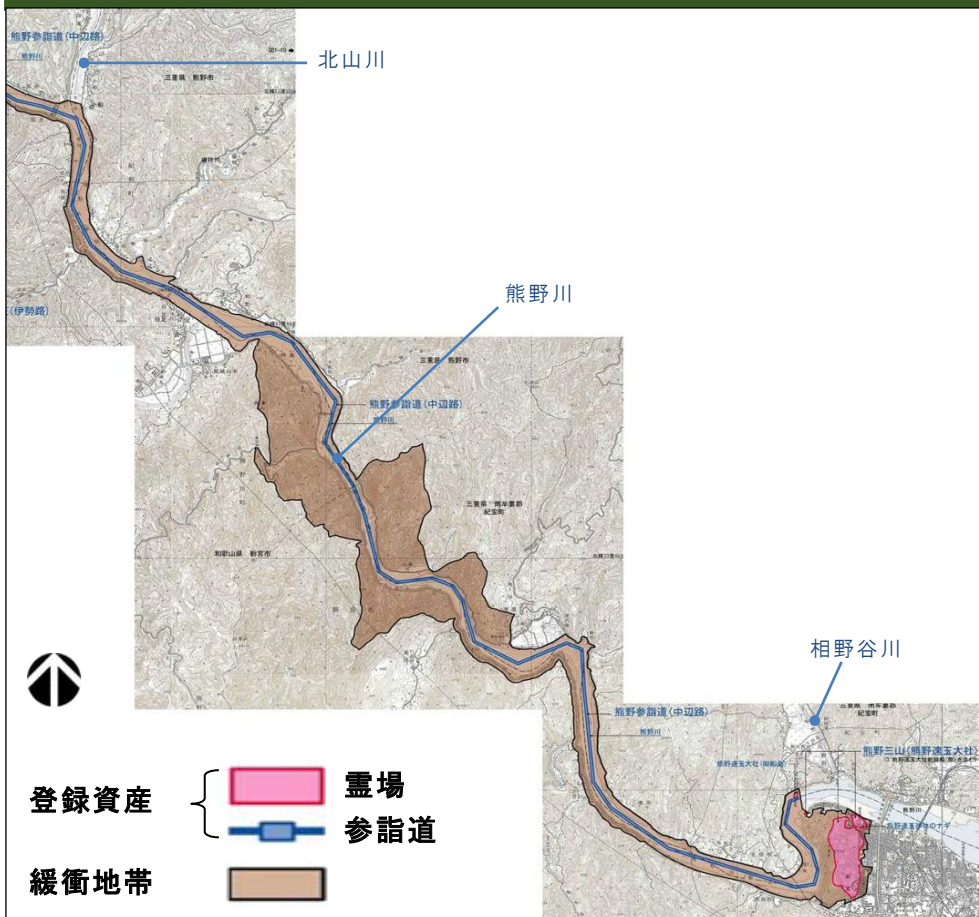
※「文化的景観」

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第5号）

図2 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産



図3 登録資産（熊野川、熊野速玉大社、御船島）の位置及び周辺環境図

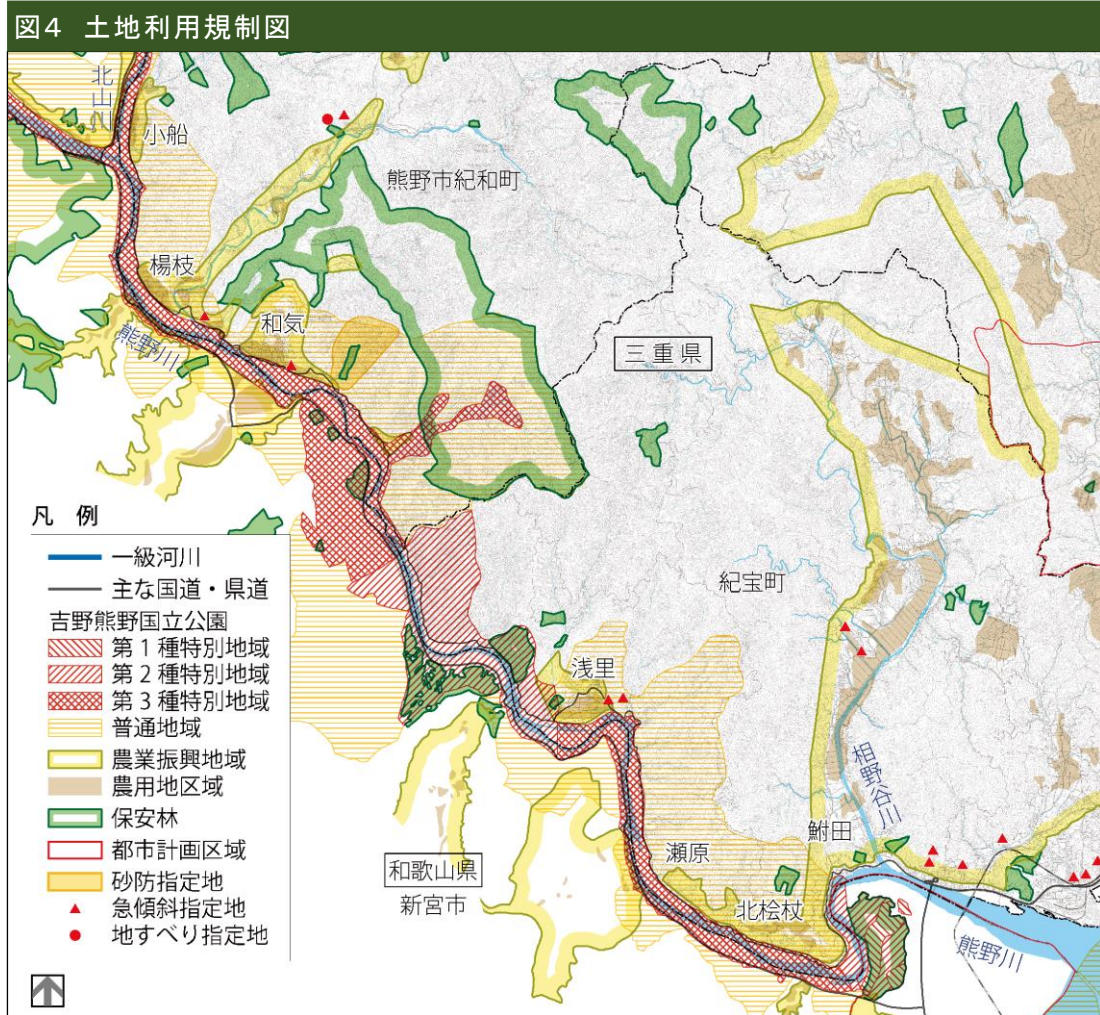


資料：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画

(4) 土地利用規制

世界遺産の登録資産（コアゾーン）である熊野川は、自然公園法に基づく第2種又は第3種特別地域並びに河川法に基づく河川区域に位置します。

また、緩衝地帯（バッファゾーン）についても同様です。（ただし、緩衝地帯の一部は河川区域外となっています。）



(5) 景観特性

① 自然的特性

ア 地勢・地形

熊野川のほぼ全流域に、紀伊山地の山々が広がっており、急峻に立ち上がる起伏の大きい山地地形が形成されています。

イ 地質

熊野川の流域には、第三紀層の熊野酸性岩類などがみられます。

また、熊野川の流域を含む山地及び丘陵地の土壌は、主に森林性有機質土であり、これを利用したスギ、ヒノキを中心とする林業が営まれています。



ウ 気候

熊野川の流域は、下流部が熊野灘沿岸の気候、それ以外の地域が山地の気候に属しています。紀伊山地が北西の季節風をさえぎり、南岸を暖かい黒潮が流れていることから、近畿地方では最も温暖な地域となっています。

年平均降水量は、全国の平均値の約1.6倍（2,800mm程度）で、国内有数の多雨地帯となっています。

エ 植生

熊野川の流域は、スギ、ヒノキなどの針葉樹が大部分を占めますが、一年を通して温暖なため、標高の高いところでは、ブナ、ミズナラなどの冷温帯落葉樹、低いところでは、シイ、カシなどの暖温帯照葉樹もみられます。

オ 水系

熊野川は、奈良県南部の大峰山脈の山上ヶ岳を源流とし、熊野灘に注ぐ河川の中では最も大きな河川です。

熊野川の流域には固有の自然環境が残されており、ソハヤキミズ、キイイトラッキョウ、キイジョウロウホトトギスなどの貴重な「溪流沿い植物」(*)が生育しています。これらの植物は、三重県レッドリスト（2014年版）において、「絶滅危惧種」として掲載されています。

※「溪流沿い植物」 溪流の増水時に冠水するような岩上・岩隙に生育する植物

カ 自然公園

熊野川の流域は、河川を中心とした範囲が吉野熊野国立公園の特別地域に指定されています。

キ 水害

熊野川の流域は、急峻な山々に囲まれた多雨地帯となっており、このような地形的・気候的な要因から、幾度となく水害を経験してきました。中でも、特に大きな被害を受けたのは、明治22年の十津川大水害、昭和34年の伊勢湾台風、平成23年の紀伊半島大水害です。



平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による土砂崩れ(H23.12撮影)

② 歴史・文化的特性

ア 古代の国わけ

熊野川流域を含む現在の紀北町より南側の地域から和歌山県域にかけては、きいのくに紀伊国にあたります。

イ 江戸時代後期の藩領

熊野川流域を含む東紀州地域から松阪市周辺にかけての地域は、紀州藩領が占め、往時の紀州藩の勢力の大きさがうかがえます。

キ 文化財

世界遺産である「熊野川」及び「御船島」が国史跡に指定されているほか、「本竜寺本堂」が三重県有形文化財に、「楊枝薬師堂」が熊野市有形文化財に指定されています。また、御船祭を含む熊野速玉大社の例大祭「熊野速玉祭」が和歌山県無形民俗文化財に指定されています。



本竜寺本堂

ク 熊野詣

熊野は、古くから神々の住む聖地、再生の地として崇められてきました。この熊野にある霊場「熊野三山」を参詣することが熊野詣といわれており、平安時代中期、法皇や上皇の御幸が始まると、街道や宿場が整備され、ますます盛んになっていきました。

熊野信仰が盛んになり、旅人の切れ目がなくなるほどの行列ができた様子は、蟻の行列に例えられ、「蟻の熊野詣」と呼ばれました。

③ 社会・経済的特性

ア 過疎化が進む地域

熊野川流域では、人口減少や高齢化が進んでおり、特に、熊野市は、過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」に指定されています。また、紀伊半島大水害では多くの家屋が失われました。

このような中、更なる人口減少を抑制するとともに、新しい居住者を含めて地域に人々が住み、ひいては、地域が活性化することが望まれています。

イ 林業を中心とした地域の産業

熊野川流域では、熊野川の舟運を生かし、古くから林業が盛んに行われてきました。河口付近は、木材や木炭の集積地として賑わい、製紙業や製材業が発展しました。

今後も、この地域において人々が安心して住み続けるため、これらの既存の産業を維持していくことが望まれています。



熊野川流域の山林

ウ 今後の発展が望まれる観光

熊野川流域には、「小船梅林」や「飛雪の滝キャンプ場」などがあるほか、熊野川右岸には、世界遺産・熊野速玉大社や、瀨峡をめぐるウォータージェット船乗船場、熊野川川舟センターなどの観光施設もあります。

現在進められている、世界遺産としての文化的価値を生かす取組を通し、和歌山県側との連携を深めるとともに、この地域に多くの人々が訪れ、新しい観光産業が育つことなどが望まれています。また、熊野川流域の観光などの発展にあたっては、熊野川の濁水の改善や空き家・空き地の適正管理なども期待されています。

工 眺望

熊野川流域では、「浅里展望台」をはじめ、集落の高台にある寺社境内や広場などから、起伏に富んだ山並みや農地などの眺望景観が楽しめます。また、川舟下りの船上や熊野川右岸からは、蛇行する熊野川と起伏に富んだ山並み、山麓部の階段状の集落などが織りなす美しい眺望景観が楽しめます。



④ 景観資源

熊野川流域には、次のような景観資源がみられます。



2 景観づくりの課題

(1) 熊野川流域における景観構成要素の一体的な保全

県境地域である熊野川流域の「河川」「山地」「集落・農地」などの景観構成要素を、稜線の連続性にも配慮しつつ、和歌山県との連携のもと、流域として一体的に保全することが必要です。

(2) 熊野川流域における景観資源がもつ重要性の共通認識

風水害などによる被害により、地域の魅力や長い歴史の記憶が失われることがないように、景観資源がもつ重要性を誰もが等しく認識しておくことが必要です。

(3) 熊野川流域の眺望景観や景観資源の活用

誰もが楽しく過ごし、繰り返し訪れたいくなるよう、熊野川流域の魅力となっている眺望景観や景観資源を効果的に利用することが必要です。

第3章 良好な景観づくりに関する方針

1 基本方針

(1) 世界遺産を有する地域にふさわしい景観づくり

熊野川は、平成16年7月7日に、山岳霊場、それらを結ぶ参詣道、そして、その周辺を取り巻く文化的景観からなる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の一つとして登録されました。

「川の参詣道」とも呼ばれる熊野川は、古くから霊場「熊野三山」への参詣、巡礼の道として栄えた歴史を持っており、先人達により幾世代にもわたり受け継がれてきた資産です。

この貴重な資産を守り、さらに次の世代に引き継いでいくため、熊野川流域の文化的景観を共有する対岸の和歌山県との連携のもと、川の参詣道として歴史・文化的価値を有する熊野川に加え、その背後にある紀伊山地の豊かな自然景観、集落における日常の暮らしから生まれた景観を、熊野川流域として一体的に保全することにより、世界遺産を有する地域にふさわしい景観の形成を図ります。



楊枝集落と山並み



浅里集落(「にほんの里100選」)

(2) 災害に対する復旧・復興への備え

熊野川流域は、度重なる水害を経験してきた地域でもあり、災害時における防護機能の確保と復旧・復興は、この地域にとって極めて重要なこととなっています。

大規模な災害後の復旧・復興を進める中で、国指定の文化財（史跡）である御船島をはじめとする貴重な景観資源が忘れ去られ、あるいは、なくなることにより、世界遺産を有する地域としての魅力が失われることがないよう、熊野川流域における景観資源がもつ重要性を誰もが等しく認識し、広く発信するとともに、流域住民をはじめとする関係者と情報を共有します。



紀伊半島大水害により被災した
飛雪の滝キャンプ場(H23.12撮影)



紀伊半島大水害により被災した
楊枝薬師堂(H23.12撮影)

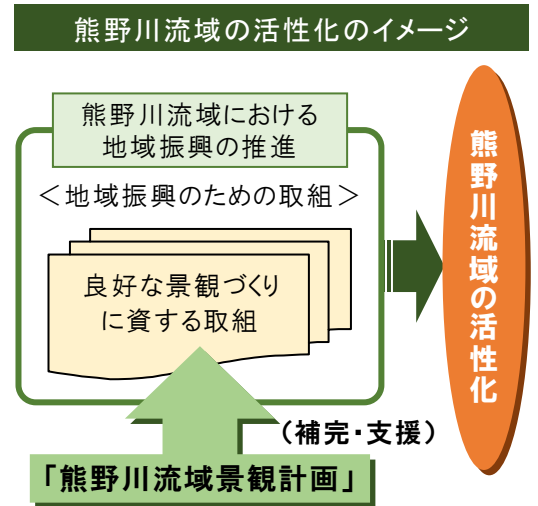
(3) 「景観づくり」による地域活性化の後押し
熊野川流域では、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機として策定された「熊野古道アクションプログラム2」（平成17年7月策定）（※）による取組など、地域振興のためのさまざまな取組が進められています。

これらの取組のうち、眺望景観や景観資源の活用などの「良好な景観づくりに資する取組」を熊野川流域景観計画で補完・支援することにより、熊野川流域の活性化に結びつけていきます。

特に、良好な景観づくりに資する取組の推進にあたっては、熊野川流域の景観のもつ文化的価値を十分に理解したうえで、対岸の和歌山県、新宮市を含む流域の自治体との連携のもと、進めていく必要があります。

※「熊野古道アクションプログラム2」

「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機に、地域住民、市民活動団体、事業者、専門家、行政など、熊野古道に関係するすべての方々が、熊野古道を世界遺産として守り、将来に向けて伝えていくとともに、その価値を十分に理解したうえで適切に活用すること（保全と活用）により、地域振興に結びつけていく活動指針（平成17年7月、熊野古道協働会議、三重県）



2 役割

(1) 流域住民等（※1）の役割

① 流域住民等は、世界遺産を有する地域において居住し、あるいは、活動する者として、熊野川に誇りと愛着を持ち、自らが良好な景観づくりの中心的な役割を果たす主役であること、自らの行動が熊野川流域の景観に影響を及ぼすことを認識するものとします。

② 流域住民等は、流域の景観に関心を持ち、日常生活の中で、自らが進んで流域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う良好な景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。

③ 特に、土地所有者等は、土地、建築物及び工作物の利用等による改変は、流域の誇れる景観資産になる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もある等、流域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、流域の良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。

④ 設計・施工者等（※2）は、自らの業務が流域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、流域の良好な景観づくりに配慮し、必要に応じて、率先して自ら情報の提供を行うとともに、地域が行う良好な景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。

※1「流域住民等」

熊野川流域の住民及び事業者のことをいいます。具体的には、一人ひとりの個人、ボランティア、NPO、地域の団体、事業者等の多様な主体を含みます。

※2「設計・施工者等」

設計者、デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタント等であって、景観に影響を与える構造物等の形態・意匠・色彩・素材等を提案・施工する者のことをいいます。

(2) 行政の役割

① 市町及び県は、流域住民等の景観づくりに対する意識を高め、景観づくりに参加しやすい環境づくりを行うとともに、主体的な取組を支援するものとします。

② 市町及び県は、熊野川流域の景観に影響を及ぼす事象について、適宜、関係機関との情報共有を図るなど、互いに連携しながら流域住民等と共に、良好な景観づくりを推進するものとします。

③ 市町及び県は、良好な景観づくりを進めるため、公共施設管理者として、世界遺産を有する地域の景観に配慮した公共事業や施設整備の推進に努めるものとします。

④ 市町は、流域住民等に最も近い行政主体として、景観行政の中心的な役割を担うことを認識し、国、県との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施していくものとします。

⑤ 県は、広域的な行政主体として、国、和歌山県及び流域の市町との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施するとともに、市町が行う様々な施策を支援・補完するものとします。

第4章 良好な景観づくりのための誘導方策

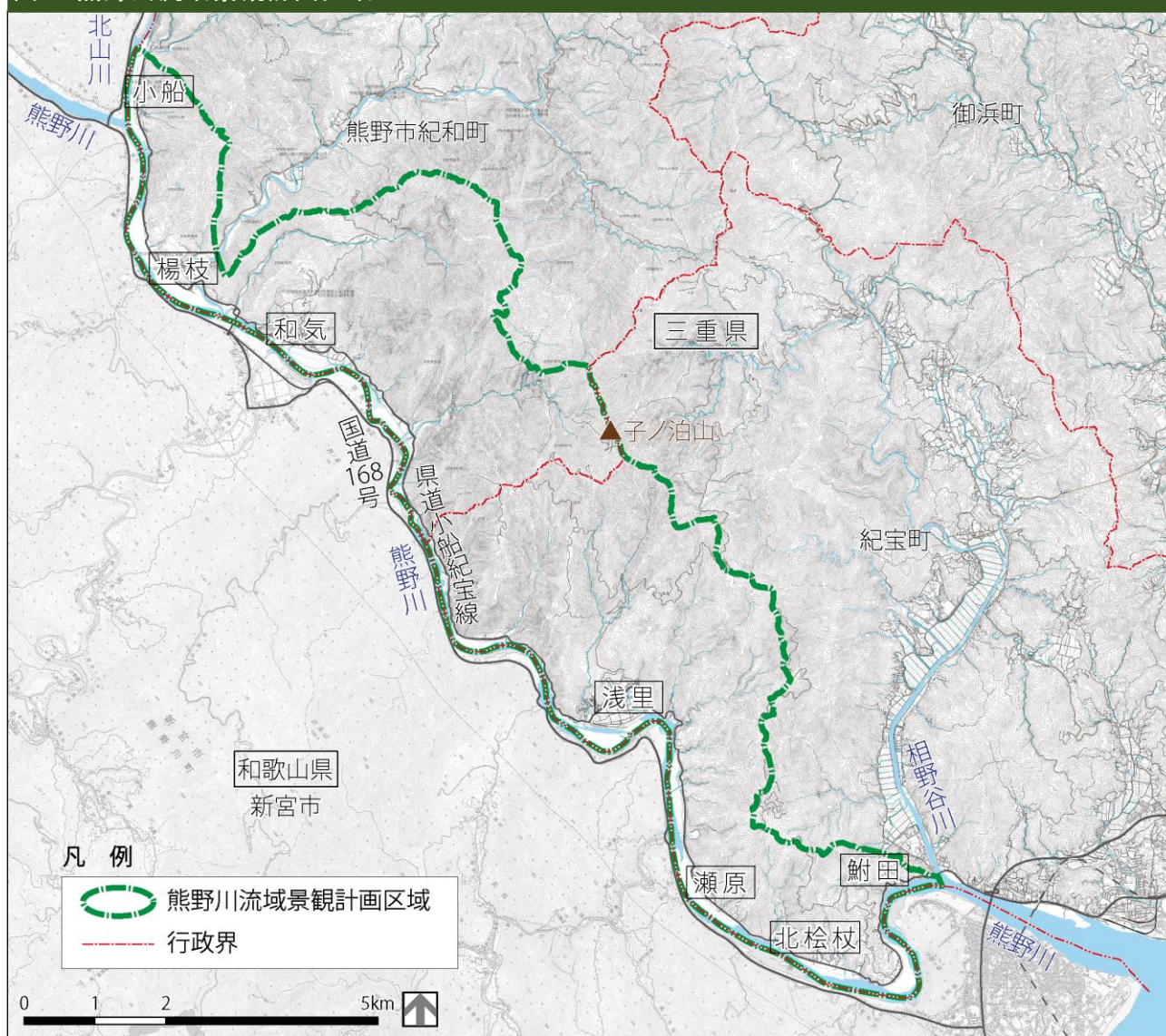
1 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

熊野川流域の景観は、世界遺産に登録されている熊野川をはじめ、人々の営みによって育まれてきた集落景観や紀伊山地の豊かな自然景観などにより構成されています。また、川舟下りなど、熊野川からの眺望景観も重要なものとなっています。

しかしながら、熊野川流域の各集落や背後の山々は、世界遺産の緩衝地帯に含まれていません。

このため、熊野川流域の各集落や背後の山々を含む地域において、世界遺産にふさわしい景観を維持するとともに、熊野川からの眺望景観を守り、将来に継承していくことを目的として、熊野川（和歌山県との県境）から主尾根線までの範囲を基本とし、次のとおり、熊野川流域景観計画区域を設定します。

図5 熊野川流域景観計画区域



2 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

(1) 景観形成基準

景観形成基準は、熊野川流域における行為が、周辺の文化的景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めます。

【共通的事項】

- ① 熊野川から眺望できる景観が、世界遺産のコアゾーン及びバッファゾーンと一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう、周囲の景観との調和を図ること。
- ② 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。
- ③ 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。
- ④ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。

【個別的事項】

- ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 配置 及び 規模	<ul style="list-style-type: none"> a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。 c) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。また、熊野川から見たときに、山稜のスカイラインから突出しない配置及び規模とすること。 d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 e) 行為地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 f) 集落にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。 g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。
イ 形態 及び 外観	<ul style="list-style-type: none"> a) 熊野川から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び外観とすること。 b) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 c) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 d) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 e) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 f) 集落では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。
ウ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 b) 建築物及び工作物の外観の色彩は、別表のとおりとすること。 ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、又は他の法令等の規定により、これら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 c) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。

(別表) 建築物及び工作物の外観の色彩基準

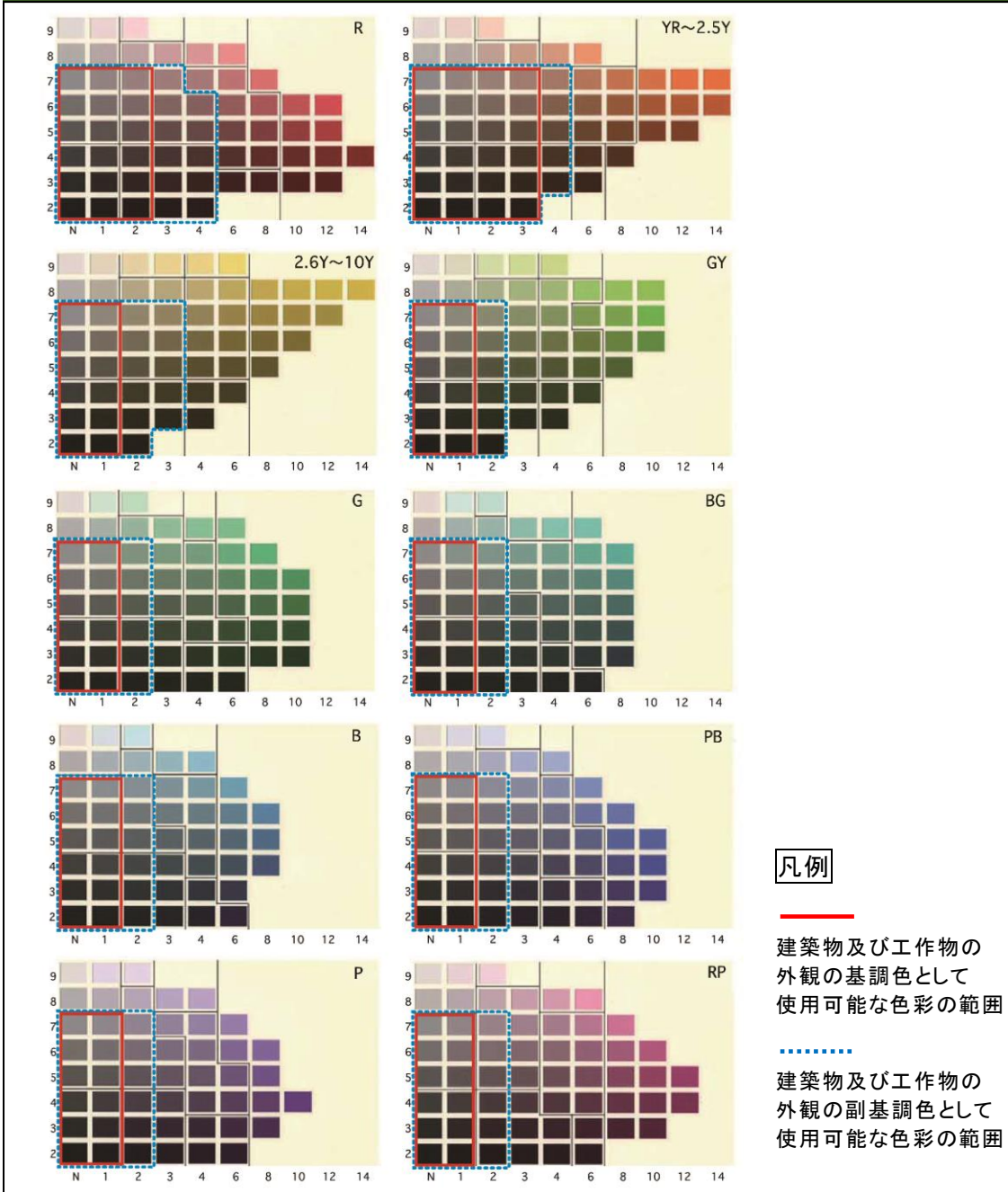
(建築物及び工作物の外観の基調色(※1)として使用可能な色彩の範囲)

色相	明度	彩度
0.1R~10R	8未満	3未満(無彩色含む)
0.1YR~2.5Y	8未満	4未満(無彩色含む)
上記以外	8未満	2未満(無彩色含む)

(建築物及び工作物の外観の副基調色(※2)として使用可能な色彩の範囲)

色相	明度	彩度
0.1R~10R	7以上8未満の場合	4未満(無彩色含む)
	7未満の場合	6未満(無彩色含む)
0.1YR~2.5Y	8未満	6未満(無彩色含む)
2.6Y~10Y	8未満	4未満(無彩色含む)
上記以外	8未満	3未満(無彩色含む)

<色相別カラーチャート>



※1 「基調色」 全体面積の大部分(70%程度以上)を占める色
 ※2 「副基調色」 全体面積の25~30%程度を占める色

工 素 材	<p>a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>d) 集落、文化財等に近接する地域では、集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>
オ 緑 化	<p>a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>
カ そ の 他	<p>a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせて、できる限り周辺の景観に調和させること。</p>

② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

ア	景観に著しい改変が生じないようにすること。
イ	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。
ウ	できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。
エ	のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。
オ	行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

③ 土石の採取又は鉱物の掘採

ア	景観に著しい改変が生じないようにすること。
イ	期間及び規模は、必要最小限にとどめること。
ウ	土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
エ	採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

ア	景観に著しい改変が生じないようにすること。
イ	できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。
ウ	積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
エ	できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

(2) 届出対象行為

熊野川流域景観計画区域内において、次に掲げる行為を行おうとする場合は、届出が必要となり、景観形成基準に適合する必要があります。

行為の区分	規模
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号に定める行為)	すべての行為
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第2号に定める行為) ① 煙突(支杵及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの ② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(②に掲げるものを除く。) ④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。) ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ⑥ 擁壁、さく又は塀 ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ⑨ 自動車車庫の用途に供するもの ⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの ⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの ⑫ 太陽光発電施設(土地若しくは水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。)	すべての行為
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (景観法第16条第1項第3号に定める行為)	すべての行為
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為

(3) 届出の対象外となる行為

① 景観法に規定する届出の適用除外となる行為

【例えば、次のような行為が該当します。】

- ア 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- a) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - b) 仮設の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - c) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - d) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・工作物(当該敷地に存する建築物に附属する消火設備及び道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、

外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(高さが1.5m以下のものを除く。)
- e) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - ・土地の開墾

イ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

ウ その他政令で定める行為

- a) 文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- b) 屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

② 三重県景観づくり条例で定める届出の適用除外となる行為

ア 軽微な行為

- a) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- b) 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの
- c) 建築物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
なお、色彩の変更については、基調色の色彩基準を満たす色彩相互間の変更及び同基準を満たす色彩への変更の場合は、行為に係る面積が10㎡を超える場合であっても、届出は不要とする。
- d) 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
- e) 工作物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
なお、色彩の変更については、基調色の色彩基準を満たす色彩相互間の変更及び同基準を満たす色彩への変更の場合は、行為に係る面積が10㎡を超える場合であっても、届出は不要とする。
- f) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの

イ 法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

- a) 森林法第10条の2第1項、第34条第2項
- b) 自然公園法第10条第1項から第3項、第16条第1項から第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項
- c) 砂利採取法第16条の認可を受けた河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可(一時的な利用に限る。)

(4) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は、次のとおりです。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

参考資料

1 熊野川流域における景観資源

自然的資源

熊野市紀和町内

- 熊野川の流れ(瀬、淵)
- 小船梅林 ○禅燈寺のイロハモミジ
- 楊枝川原 ○机石 など

紀宝町内

- 熊野川の流れ(瀬、淵)
- 蛇和田の滝 ○飛鉢ノ峰
- 七日巻(なぬかまき)(湾曲した淵)
- 骨嶋 ○飛雪の滝 ○昼嶋
- 弁慶の足跡 ○苞苴の淵(おんべのふち)
- 御船島 ○亀島 など

歴史・文化的資源

熊野市紀和町内

- 川丈街道(川端街道)跡
- 禅燈寺(ぜんとうじ) ○楊枝薬師堂
- 楊枝の渡し ○地藏道標
- 御本(みもと)明神 ○本竜寺
- 和気神社 など

紀宝町内

- 川丈街道(川端街道)跡
- 宣旨帰り ○比丘尼転び
- 浅里神社 ○大龍寺
- 乙基(おとも)の渡し ○御船祭 など

社会・経済的資源

熊野市紀和町内

- 小船梅まつり
- など

紀宝町内

- 飛雪の滝キャンプ場 ○浅里展望台
- 三反帆 など

2 良好な景観づくりに資する取組事例

(1) 地域外の方々を対象とする取組事例

- ・熊野川流域の魅力の多様な発信
(世界遺産に興味がある、熊野川を舟で下ってみたい、自然景観を楽しみたい等、多様なニーズに対する、きめ細かな情報発信)
- ・熊野川流域の魅力アピールするきっかけづくり
(「飛雪の滝キャンプ場」や「小船梅林」でのイベント企画、「飛雪の滝」のライトアップなど) など

(2) 地域に暮らす方々を対象とする取組事例

- ・来訪者との交流
(宿泊、休憩、食事を楽しむ場の設定など)
- ・地域の歴史や文化を継承する語り部の育成
(養成講座や体験学習の実施など) など

(3) 「川の参詣道」の保全と活用に関する取組事例

- ・風土に根ざした集落景観や川舟文化の継承
(石積み技術の伝承、地場産材の活用など)
- ・熊野川流域の景観を楽しむ視点場の保全
(浅里展望台へのルート整備、案内板やベンチの設置など)
- ・県境地域の自治体との連携による魅力の創出
(熊野本宮大社から熊野速玉大社までの参詣ルートの復活など)
- ・熊野川流域景観計画の運用 など